

# 中小企業の地域資源を活用した事業展開の支援に関する連携方策 最終とりまとめ

平成18年12月25日

中小企業の地域資源を活用した事業展開の支援に関する関係省連絡会議

## 1. 各分野横断的な対策

### (1) 「中小企業地域資源活用促進法案（仮称）」の提出

次期通常国会に「中小企業地域資源活用促進法案（仮称）」を提出すべく、引き続き調整を進める。

### (2) マーケティング人材等のネットワーク化、地域における運動の盛り上げ

地域資源を活用した中小企業の取組を活性化していくには、「中小企業地域資源活用促進法」の制定とあわせて、支援人材（マーケティングの専門家、仕掛け人など）のネットワーク化、各地域における運動の盛り上げが重要である。

マーケティングや観光分野等における専門家、伝統的な技術・技能の保持者等をリストアップして、各省関係機関でネットワーク化を図り相互に活用する。

また、地域の支援人材のネットワーク構築や地域における運動の盛り上げのため、地域の優れた支援人材や先駆的な中小企業経営者を集めたワークショップ（「地域中小企業サポーターズサミット（仮称）」）を開催する。

こうした取組に向けて、当面、年明け以降、「地域中小企業サポーターズサミット準備会議」を、中央及び地方ブロック別に開催する。地域におけるキーマンとして協力いただける人材を、本会議において推薦の上、「地域中小企業サポーター」として委嘱する。

### (3) 地方ブロック、地域レベルでの連携（資源指定、事業支援に際して）

- ① 地方ブロック（地方経済産業局、地方農政局、地方運輸局、地方整備局、地方厚生局）レベルで、既存の連絡会議などの場を活用して情報・意見交換を行い、支援対象（地域資源）の発掘及び各省連携による効果的な支援

を実施する。

具体的には、モデル事業の構築や定期的な意見交換会の実施、支援対象に係る機関による共同シンポジウムの開催、支援施策の共同説明会等に取り組む。また、支援施策の受け皿となる商工会、商工会議所、観光協会等の機関向け説明会を実施し、協力体制を構築する。

- ② 各自治体が地域資源の発掘やこれを活用した地域経済活性化に積極的に取り組むことを、以下の措置を通じて後押しする。

地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む自治体を地方交付税等により支援する「頑張る地方応援プログラム」（総務省）と連携する。具体的には、自治体の独自のプロジェクト（中小企業による地域資源を活用した事業展開への支援、アンテナショップによる地域ブランドの情報発信等の地場産品発掘・ブランド化など）につき、取組経費の支援、「頑張りの成果」に応じた交付税の算定を行うほか、国の補助事業の優先採択等を通じて連携を図る。

- ③ 自治体の地域資源の掘り起こしや振興策の強化への働きかけを各省が連携して行う。

自治体の行う地域資源の掘り起こしに際して、地域固有の技術等に関しては、地域の公設試験研究機関（工業関係のほか、水産試験場、農業試験場等を含む）等の協力も確保する。

また、地域の公設試験研究機関は、地域資源を活用した事業の創出、加速化を支援する取組（例えば、商工会と共同して、技術マッチングの場の提供等）等の協力も確保する。

- ④ 農協、漁協、商工会等商工団体、観光物産協会、伝統的な技術・技能の保持団体等の地域レベルでの連携を促進する。実務者レベルの会合の実施や地域における業種を超えた連絡会の立ち上げを促進する。

#### （４）地域中小企業応援ファンドの創設

- ① （独）中小企業基盤整備機構によるファンド出資機能等を活用し、総務省のベンチャーファンド形成事業との連携を図りつつ、都道府県、地域金

融機関と一体となって地域の中小企業をはじめとする様々な取組を支援する地域中小企業応援ファンドを創設し、地域の知恵と工夫を引き出しながら、地域の中小企業等の事業展開の支援や、新事業の「種」の発掘等を行う。

- ② 地域中小企業応援ファンドを推進しつつ、例えば、中小企業地域資源活用観光振興ファンド（仮称）、中小企業食料産業クラスター振興ファンド（仮称）の創設を進める。

#### **（５）研究開発等に係る産学官連携の促進**

地域の大学や公設試験研究機関、自治体、地域の企業など産学官の連携による地域資源を活用した研究開発を促進する。また、地域資源の活用等に当たっては、地域の大学等が知の拠点として地域に貢献していくことが重要であり、地域クラスターの形成や、地域と連携した大学等の自主的な取組に対する支援措置や環境整備を盛り込んだ「地域の知の拠点再生プログラム」（平成18年2月15日地域再生本部決定）を推進する。

#### **（６）海外を含めた販売機会の拡大**

- ① （独）日本貿易振興機構は、地域資源を活用した商品の海外販路開拓に向け、助言、見本市開催等の協力を行う。「中小企業地域資源活用促進法」に基づき事業計画の認定を受けた中小企業者が希望する場合、国（地方局）から（独）日本貿易振興機構に当該計画に係る情報を提供する仕組みを構築する。
- ② 地域資源を活用した商品を海外の消費者に発信する一方策として、国際空港にアンテナショップの開設を検討する。

#### **（７）支援対象の拡大**

- ① 農業者が組織する団体を法律上の支援対象とすることを検討する。また、農業法人等が行う加工食品の開発・販売の取組について、中小企業支援のノウハウを活用しつつ、特にマーケティングや経営面のアドバイス等を実施する。

- ② 地域の旅館生活衛生同業組合等についても、法律上の支援対象とすることを検討する。

## 2. 食品産業分野

### (1) 食料産業クラスター展開事業の加速化（農工連携の促進）

食料産業クラスター展開事業と本プログラムによる中小企業支援を組み合わせた支援による、地域発の食品の事業化を加速する。

具体的には、食料産業クラスター活動に参画する中小企業に対して（独）中小企業基盤整備機構がアドバイザーを派遣し、経営面等のアドバイスを実施する。また、中小企業が、クラスター活動の中から生まれたアイデアを事業計画に具体化するためのアドバイスを行うとともに、その事業計画の実施段階においても、アドバイザー派遣、低利融資等で継続して支援する。

このため、地方農政局と地方経済産業局、中小企業基盤整備機構の連携を図る。

### (2) 地域資源を活用したバイオマスの利活用推進との連携

バイオ燃料を含むバイオマスの利活用の推進、資源作物の研究開発との連携を図る。

### (3) 農林水産物の輸出促進施策との連携

海外マーケットへの販売促進、輸出阻害要因の調査・分析・交渉等、「国産農林水産物・食品輸出促進本部」と連携する。

### (4) (財) 食品流通構造改善促進機構による支援措置

地域資源を活用した食品等の加工、流通等を促進するため、(財)食品流通構造改善促進機構は、これらに必要な施設の整備等に必要な資金に係る債務保証を行う。

#### (5) 「立ち上がる農山漁村」との連携

「立ち上がる農山漁村」のシンポジウムの共同開催等を通じて、施策内容や事例を積極的に広報する。

### 3. 観光分野

#### (1) 観光まちづくりの推進

国際競争力のある観光地の魅力の一層の向上に努める。具体的には、観光ルネサンス事業等による国際競争力のある観光まちづくりの取組や地域ぐるみ魅力向上プロジェクト支援事業（仮称）による観光・集客サービスの競争力を強化する取組と連携し、当該観光地内の中小企業の地域資源を活用した新商品・メニュー等の開発の支援を行う。

また、(独) 中小企業基盤整備機構による無利子・低利融資を活用し、地域の賑わい創出に資する商業施設や物産販売施設等の整備事業を行う取組を資金面から支援することを通じて観光地の魅力の一層の向上を図る。

#### (2) ビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携

ビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携による海外への観光魅力の発信を推進する。具体的には、ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業による旅行会社やメディア関係者の観光地への招請事業と連携し、観光地の魅力のPRと合わせて、観光魅力の重要な要素である地域ならではの物産等のPRを展開する。

#### (3) ニューツーリズム促進による新たなマーケットの創出

ニューツーリズム創出・流通促進事業とサービス産業創出支援事業や小規模事業者新事業展開支援事業等による中小企業のニューツーリズム分野におけるプログラム開発等への支援と連携し、ニューツーリズム旅行商品の創出を支援するとともに、流通市場に載せることで、地域の旅行会社等によるニューツーリズム旅行商品の創出や全国への一層の流通促進を支援する。

#### (4) 観光産業の競争力強化

モデル事業の実施等を通じた泊食分離の促進等旅行者ニーズの多様化を踏まえた観光産業の活性化促進の取組の成果を踏まえ、(独)中小企業基盤整備機構が民間パートナーとともに組成するファンドの活用等による施設の整備等活性化に取り組む宿泊事業者を資金面から支援する。

#### (5) (独) 国際観光振興機構との連携

(独)国際観光振興機構は、地域の観光資源を活用した事業展開に取り組む中小企業、商工会などから、事業内容に係る情報提供を受け、必要に応じ、これらに対する助言、外客誘致に向けた宣伝等の協力を行う。「中小企業地域資源活用促進法」に基づき事業計画の認定を受けた中小企業者が希望する場合、国(地方局)から(独)国際観光振興機構に当該計画に係る情報を提供する仕組みを構築する。

### 4. 医薬品等分野

#### (1) 創意工夫を活かした医薬品分野等の事業活動の促進

医薬品等産業の振興の観点から、中小企業の創意ある成長が重要であり、医薬品等に関する創意工夫を活かした事業活動の促進を図る。このため、地域資源を活用した医薬品等の開発・販売に係る相談窓口を厚生労働省に設置するとともに、医薬品等の規制に詳しい者を(独)中小企業基盤整備機構のアドバイザー等として活用し、事業活動の促進を図る。

#### (2) 地域資源を活用した健康増進サービス等に係る事業活動の促進

世代を問わない国民の健康づくりの推進や高齢者等福祉の充実の観点から、温泉を利用した温泉利用プログラム型健康増進施設等の普及を推進しており、地域資源を活用した事業として、温泉等を活用した健康増進関連事業等が期待されることから、日本健康開発財団等を通じ、地域の中小企業、商工会等に対する助言を行い、事業創出を図ることで、健康増進サービス等に係る事業活動を促進する。

### (3) 高齢者福祉分野等における事業活動の促進

高齢者を対象とした健康づくり事業や高齢者のニーズに対応した福祉用具の製造等、高齢者福祉分野等における事業活動の促進の観点から、連携して地域資源を活用した事業の創出を促進する。

## 5. 建設分野

地域資源を活用した建設業の新分野進出を促進する。具体的には、ワンストップサービスセンター（建設業経営革新促進支援事業）との連携を図り、建設業経営支援アドバイザーの登録等によって、(独)中小企業基盤整備機構事業の相互補完を行う。

## 6. 文化財分野

文化財保存に係る技術者、後継者の育成に努める。染物、織物や漆などの伝統的な技術や材料の他分野応用による需要開拓を進める。

このため、文化庁は、地域資源を活用した取組の促進に向け、以下の協力を行う。

- ・文化財を活用した事業に取り組む中小企業、商工会等の求めに応じて、助言、情報提供等。(例えば、歴史的建造物を活用した事業化に際して、その保存・修復・活用等に係る知見に基づく助言。)
- ・地域資源として活用可能な文化財や文化財保存技術を中小企業等に紹介するためのフォーラム等の開催。